

# **福祉的要素のある施設における指定 管理者制度の考え方について**

2025年12月町田市議会 矢口まゆ

## 更新という概念を用いた 指定管理者制度について

- 放課後児童健全育成事業の指定管理者の募集で、**2事業者以上からの手上げがなく競争性が働いていないのでは？**
- では、市外事業者も認めて競争性を高めて**5年に一度法人が変わることは本当に望ましいのか？**
- 事業によっては福祉的な視点からもできる限り同じ法人が継続することが望ましいケースもあるのでは？しかし、競争が働かないことも質の担保という点から非常に問題。
- 更新という概念を用いる自治体がある。**

例) 原則10年の指定管理として募集。**5年目の段階で、一定水準以上の質をクリアしていれば非公募で再度5年間の指定管理の指定を行う前提とする。**これによって、事業者が短期間でコロコロかわることがなく、かつ再度指定管理の指定をしてもらうために質の点でも努力してもらえる。

# 八王子市のガイドラインより 平成22年より更新制度を導入している

## 6 更新制度（関連 P. 29 参照）

施設職員と施設利用者との人的な関係が継続かつ密接な一部の福祉施設については、利用者にとって同じ指定管理者に継続的に運営されることが望ましい場合がある。一方、指定管理者の選定を競争で行うことは、公の施設の管理運営における公平性やサービス向上の機会の確保につながるものである。これらの視点を踏まえ、対象施設を限定した上で当初公募により選定した指定管理者が一定の条件を満たしている場合は、当該指定期間満了後、一定の期間内、回数を限り、引き続き公募によることなく指定期間の更新を行うことができるものとする（更新制度）。また、更新制度を実施する場合においては、東京都福祉サービス第三者評価を原則実施することとし、当該指定管理者による管理運営の安全性を確認する。

### （1）更新制度の定義

当該指定期間満了後、一定の条件を満たした場合には、期間・回数を限り、引き続き公募によることなく指定期間の指定を行うことができる制度をいう。

### （2）更新の制限

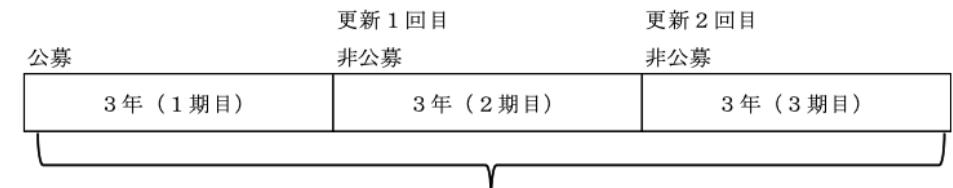
指定期間は、通算10年以内、更新2回までとする。本ガイドライン中において示している指定期間に従い期間を設定することとする。

### （図解）

例①



例②



### （3）対象施設

更新制度を導入できるのは、利用者が申請・決定行為により特定されるとともに、提供するサービスに専門性が求められ、施設職員と施設利用者との人的な関係が継続かつ密接な施設である以下の福祉施設に限定する。

・保育園　・障害者療育センター　・高齢者在宅サービスセンター　・学童保育所